

リン・スチュアート弁護士弾圧反対闘争を支持し連帯を表明する決議

- 1 2005年2月11日、合衆国における進歩的な法律家団体ナショナル・ロイヤーズ・ギルド（NLG）に所属する著名な女性刑事弁護士リン・スチュアートが、ニューヨーク市の連邦地裁において、「愛国者法」（Patriot Act）に違反するとして有罪の評決を受けた。

盲目のイスラム聖職者の刑事弁護人であったリン・スチュアートが、被告人のメッセージをロイター通信に電話で伝えた行為が「テロリズムに物質的援助を与える」として起訴されたものであり、しかも、3年間にわたるリン・スチュアートと被告人との接見内容を盗聴した録音テープを証拠として採用したうえでの有罪評決であった。

- 2 ブッシュ大統領率いる合衆国政府は、9・11事件を契機に、反テロリズムの名の下、アフガニスタンやイラクに対する侵略戦争を開始した。同時に国内においては、合衆国政府の進める戦争政策に異議を唱えようとする人々の言論を封じ、これを抑圧するために、「愛国者法」を短期間で成立させた。

「愛国者法」は、政府が一方向的にテロ組織とみなした団体やその協力者、支援者はもとより、テロ組織と関係のない外国人移民、更には一般市民までも対象に、極めて強力な捜査権限の行使を許す治安立法である。リン・スチュアートの逮捕に際し、アシュクロフト司法長官は、逮捕がテロとの戦いにおける重要な勝利であり、今後テロリストの弁護を引き受けた弁護士は同様に逮捕されることがありえる旨を宣言した。

- 3 リン・スチュアートの事件は、合衆国政府によって自由な言論を封じられた人々の権利を守ろうとして弁護活動を行なった結果、戦時体制下の治安立法たる「愛国者法」によって逮捕、起訴されたというものである。リン・スチュアートは合衆国政府の進める戦争政策の犠牲者であるとともに、その無実を叫ぶ訴えは、現在も合衆国政府によって、逮捕拘禁、国籍剥奪、国外追放などの危険に日々さらされ、現に弾圧を受けている無数の人々の声を代弁するものでもある。

- 4 合衆国政府は、今日も、アフガニスタンやイラクに対する侵略戦争を続け、国内においては、「愛国者法」制定後の戦時治安体制を強化して市民の人権を抑圧するとともに、グアンタナモ収容所に拘束されている被拘束者に対しては国際法も無視した違法な身柄拘束を続けるなど、国際的な批判さえ全く意に介さない態度に終始している。

自由法曹団は、合衆国政府によるアフガニスタンやイラクに対する侵略戦争に断固として反対し、反テロリズムの名の下に行なわれている数々の不当な人権侵害に対して強く抗議するとともに、リン・スチュアートの闘いを支持し、連帯の意思を表明する。

2005年5月24日

自由法曹団山形研究討論集会